

平成 26 年 7 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

### 投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、下記の対象ファンドが主要投資対象とする親投資信託「TMA 物価連動国債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)につきまして、別紙の通り、投資信託約款の変更を予定しております。

これに伴い、下記の対象ファンドの何れかを保有頂いている受益者の皆様に対して、重大な約款変更の手続きを予定しておりますのでお知らせ致します。

受益者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

#### 【対象ファンド】

追加型証券投資信託	東京海上セレクション・物価連動国債
追加型証券投資信託	東京海上・物価連動国債ファンド
追加型証券投資信託	日本物価連動国債ファンド（ラップ向け）
追加型証券投資信託	TMA 物価連動国債ファンド 適格機関投資家限定
追加型証券投資信託	年金国内物価連動国債ファンド< 適格機関投資家限定 >

これらのファンドを以下「ベビーファンド」といいます。

以上

## TMA物価連動国債マザーファンド 投資信託約款変更(予定)のお知らせ

### 1. 変更の対象となる投資信託の名称

親投資信託 TMA物価連動国債マザーファンド

### 2. 変更の内容

信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間の対象を「発行済みの物価連動国債」から「平成25年10月以降に発行された物価連動国債」に変更します。

### 3. 変更の理由

平成20年6月まで発行された償還時に元本保証がない物価連動国債の取引が減少しているため、発行済みの物価連動国債を投資対象とした運用が困難となりました。そのため、信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間の制約を変更するものです。

(背景)

物価連動国債は、償還時に元本保証がない形式(以下、「フロアなし債」)で、平成20年6月までに約10兆円が発行されましたが、いわゆるリーマンショック後の需給の大幅悪化等から発行が停止されました。その後、財務省による買入消却、日本銀行による買切オペ等により、市中流通額が2014年4月末時点で既に2兆円を切る水準まで減少した結果、発行済み「フロアなし債」の市中取引は困難になり、今後も引き続き市中流通額は減っていくことが予想されます。

一方、平成25年10月より、償還時の元本保証がある形式(以下、「フロアあり債」)で約1兆円が発行され、今後も引き続き発行が予定されております。

したがって、今後の物価連動国債市場は、市中取引が可能である「フロアあり債」が中心となっていくと予想されるため、当ファンドは、この「フロアあり債」を中心に運用して参ります。

なお、今回の変更により、現時点においては投資対象となる債券が限られ、平均残存期間が長くなる分、長期金利の変動の影響を受けやすくなりますが、当ファンドの物価動向への連動という運用目標に変更はなく、引き続き安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図って参ります。

#### 4. 約款変更（予定）までの日程

公告日（電子公告）	平成 26 年 7 月 28 日（月）
受益者の皆様からのご異議申立て受付期間	平成 26 年 7 月 28 日（月）から 平成 26 年 8 月 28 日（木）まで
約款変更届出日（予定）	平成 26 年 9 月 1 日（月）
約款変更日（予定）	平成 26 年 9 月 2 日（火）
約款変更適用日（予定）	平成 26 年 10 月 1 日（水）

平成 26 年 7 月 28 日（月）（以下「基準日」といいます。）現在における各ベビーファンドの受益者様のうち、本件にご異議のある方は、基準日から平成 26 年 8 月 28 日（木）までの間に、委託会社である当社に対し書面でお申立てください。

上記期間中にご異議の申立てのあった受益権口数の合計（ベビーファンドの受益者様の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、基準日現在のマザーファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り約款変更を行い、平成 26 年 10 月 1 日より適用致します。一方、ご異議の申立てのあった受益権口数の合計が、基準日現在のマザーファンドの受益権口数の 2 分の 1 を超えた場合は、約款変更を行いません。この場合は約款変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、受益者の皆様に書面にてお知らせします。

**本件にご異議のある方のみお手続きください。**

本件にご異議のない方はお手続きは必要なく、同意の旨を改めてご通知いただく必要もありません。

## 5. ご異議の申立て方法

本件にご異議のある方は、書面（書式自由）に下記事項をご記入のうえ、郵送にて当社までお知らせください。（異なる販売会社で同一のベビーファンドをお持ちの方、または同じ販売会社において複数の口座で同一のベビーファンドをお持ちの方等は、それぞれお知らせください。）

ご記入日

ご住所、お名前、お電話番号

お取引の販売会社名、取引支店名および口座番号

ファンド名（保有するベビーファンドの名称をご記入ください。）

基準日（平成26年7月28日（月））現在でお持ちの受益権口数

本件にご異議を申立てる旨

ご異議の申立ては、平成26年8月28日（木）に当社に到着した分までを有効とさせていただきます。

書面の郵送先：

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 東京銀行協会ビル

東京海上アセットマネジメント株式会社

投信営業部 異議申立て受付係

当社から各販売会社へ記載内容に関する照会を行う都合上、お客様のご住所、お名前等、お申立て書面の記載事項については漏れなくご記入をお願いいたします。記載事項に漏れがある等によりお申立て内容の確認ができない場合は、ご異議の申立てを無効とさせていただく場合がございますのでご注意ください。

ご異議の申立てにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社・受託会社・当社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

### 個人情報の取扱いについて

- ・お預かりいたしました個人情報は、約款変更の実施の判断、異議申立期間後のお客様へのご案内及び約款変更成立時の買取請求に係るご本人確認のみに使用いたします。
- ・当社では、ご本人の承諾ない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社・受託会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

## 6. ご異議の申立てをされた受益者様の買取請求権について

約款変更を行うこととなった場合、本件にご異議の申立てをされた各ベビーファンドの受益者様は、平成26年9月3日（水）から平成26年9月22日（月）までの間、各ベビーファンドの受託会社に対し、販売会社を通じて自己に帰属する受益権を公正な価額をもって買い取ることを請求することができます。この手続は通常の一部解約の実行の請求に準じた取扱いとし、その価額は、受託会社が受益者様からの買取請求必要書類を受理した日の基準価額とします。

なお、大口の買取請求については、制限を設ける場合がありますのでご注意ください。

受益権をご換金されるか否かは任意であり、ご異議を申立てられたことで必ず買取りを請求しなければならないわけではありません。引き続き保有いただくことも、通常通り一部解約の実行の請求を行うことも可能です。なお、買取請求によるご換金をお申込みの場合は、所得税等の課税のほか、受託会社から送付される買取計算書類の郵送料等をご負担（換金代金から差し引かれます）いただきますのでご注意ください。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント サービスデスク  
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日を除く9時から17時まで）

以上